

千葉県立房総のむら管理規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第三十三号

千葉県立房総のむら管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県立房総のむらの管理等に関する条例（平成十七年千葉県条例第七十三号。以下「条例」という。）第四条及び第十一条の規定により、千葉県立房総のむら（以下「房総のむら」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第一条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間)

第三条 房総のむらの開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて開館時間を変更することができる。

(休館日)

第四条 房総のむらの休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- 二 年始休館日 一月一日から四日まで
- 三 年末休館日 十二月二十八日から三十一日まで
- 四 臨時休館日 特別の事情により、指定管理者が休館を必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日

- 2 前項の休館日であっても、指定管理者は、特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて房総のむらの全部又は一部を開館することができる。

(入館の制限)

第五条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 一 入館するときに利用料金を支払うべき者で、次条に規定する入場券を所持しないもの
- 二 適当な指導者、保護者又は付添人のない六歳に満たない者
- 三 泥酔者その他他の入館者に迷惑を及ぼす行為をするおそれがあると認められる者

(入場券)

第六条 房総のむらの入場券は、指定管理者が知事の承認を受けて作成する。

- 2 条例別表第二に掲げる全館共通年間入場料に係る入場券は、別記様式とする。

(禁止行為)

第七条 入館者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 指定管理者の許可なくして展示品に手を触れること。
- 二 指定管理者の許可なくして展示室でインク又は墨汁類を使用すること。
- 三 指定管理者の許可なくして展示品を模写し、又は撮影すること。
- 四 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- 五 その他他の入館者の妨げとなる行為をすること。

(損害の賠償)

第八条 入館者が、その故意又は過失により房総のむらの展示品、建物若しくは備品等を毀損し、又は汚損したときは、現品又は相当の代価をもってその損害を賠償しなければならない。

(知事が管理する場合の特例)

第九条 条例第十条第一項の規定により知事が房総のむらの管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条第二項、第四条、第五条、第六条第一項又は第七条に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第三条第二項中「知事の承認を受けて開館時間」とあるのは「開館時間」と、第四条第一項第四号中「知事の承認を受けて定めた日」とあるのは「定めた日」と、同条第二項中「知事の承認を受けて房総のむら」とあるのは「房総のむら」と、第五条第一号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「次条」とあるのは「次条（第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第六条第一項中「知事の承認を受けて作成する」とあるのは「定める」とする。

- 2 条例第十条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第五条の規定の適用については、同条第一号中「次条」とあるのは、「次条（第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、房総のむらの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に博物館協議会運営規則等を廃止する規則（令和四年千葉県教育委員会規則第十二号）による廃止前の千葉県立房総のむら管理規則（平成十七年千葉県教育委員会規則第二十六号）の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、

この規則の趣旨の規定によりなされたものとみなす。

別記様式（第六条第二項）

千葉県立美術館・博物館		No. _____
(図	柄)	
	年 月 日	まで有効
種別 金 円 氏名		
		全館共通年間入場料

10cm以内

6cm以内